# 令 和 元 年 綾瀬市議会 6 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番	号	題名	ページ
議	案		
2	5	綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1
2	6	綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	3
2	7	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	4
2	8	工事に関する基本協定の締結について(東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事)	5
2	9	工事委託に関する協定の締結について(令和元年度綾瀬市公共下水 道根幹的施設の建設工事)	6
3	0	市道路線の廃止について(R800)	7
3	1	市道路線の廃止について(R801)	8
3	2	市道路線の廃止について(R806)	9
3	3	市道路線の廃止について(R807)	1 0
3	4	市道路線の廃止について(R810)	1 1
3	5	市道路線の認定について(R810-1)	1 2
3	6	市道路線の認定について(R1648-1)	1 3
3	7	市道路線の認定について(R1649-1)	1 4
3	8	令和元年度綾瀬市一般会計補正予算(第1号)	別冊
報	告		
	1	平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1 5
4	2	平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につ いて	1 7
3	3	平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	1 9
	4	平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について	2 1

#### 綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市災害 中慰金の支給等に関する条例(昭和49年綾瀬町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 法第10条第4項の条例で定める率は、保証人を立てる場合は年零パーセントと し、保証人を立てない場合は年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する ものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条 第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の綾瀬市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第 15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた 世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害 により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお 従前の例による。

令和元年6月3日提出

### (提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改 正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。 綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年綾瀬市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

#### 綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例(昭和37年綾瀬町条例第9号)の一部を次のように改正する。 第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中 第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設 用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有す る消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3 条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に より設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

住宅用防災機器の設置の免除に関する事項及びその他関係規定について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

#### 工事に関する基本協定の締結について

東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋 りょう修繕工事に関する基本協定を次のとおり締結します。

1 協定の相手方

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 中日本高速道路株式会社 東京支社長 中 井 俊 雄

2 事業の施行者

中日本高速道路株式会社

3 事業に係る概算総額

199,332,100円

4 事業箇所

綾瀬市寺尾本町一丁目182番76地先及び寺尾南二丁目191番2地先 令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋 りょう修繕工事に関する基本協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契 約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

#### 工事委託に関する協定の締結について

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を次のとおり 締結します。

- 1 契約の相手方 日本下水道事業団東京都文京区湯島二丁目31番27号
  - 理事長 辻 原 俊 博
- 2 契約金額 180,000,000円
- 3 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。)
- 4 履 行 場 所 綾瀬市深谷南 5 丁目 1 3 番 1 号地内 令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	145.2	2.7	
800号線	440番1地先	442番1地先	145.2	2.1	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	79.6	2.7	
801号線	427番2地先	406番地先	79.0	2.1	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	188.2	1 0	
806号線	406番地先	389番地先	100.2	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	191.8	1 0	
807号線	349番地先	335番地先	191.0	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	338.0	1 0	
810号線	284番地先	294番地先	330.0	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

#### 次の市道路線を認定します。

路線名	起点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	115 0	1.8	
810-1号線	285番4地先	262番地先	115.8	~2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い廃止した道路用地のうち、事業の区域外に残された路線の一部を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	220.5	6.7	
1648-1号線	190番地先	220番地先	220.5	6.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い取得した道路用地を認定いたしたく、道路法第8 条第2項の規定により提案するものであります。

### 次の市道路線を認定します。

路線	名	起	点	終	点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要	<u>.</u>
市道		吉岡字芦久保		吉岡字新道向		1 020 0	4.4		
1649-1号線		2366番	2地先	483	番5地先	1,920.0	~ 16.7		

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

横須賀市より取得した横須賀水道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の 規定により提案するものであります。

平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費 平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民防災活動推進事業	円 5, 974, 000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者・子育て世帯プレミアム付商 品券発行事業	5, 439, 000
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症対策事業	79, 402, 000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	155, 951, 000
	2 道路橋りょう費	市道整備事業	1, 809, 000
	3 河川費	河川等水害対策事業	8, 360, 000
8 土木費		インターチェンジ事業	27, 818, 000
	4 都市計画費	地域振興施設整備推進事業	44, 063, 000
:		街路用地取得事業	14, 078, 000
9 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	11, 488, 000

# 繰越計算書を調製したので報告します。

### 繰越計算書

	· <del></del> -	左(			源	P	引訳	
翌年度	既 収 入 特定財源	国庫支出金	た 収 入 県支出金	特		財源	その他	一般財源
円 5, 974, 000	—————————————————————————————————————	円 2, 612, 000		ŋ IJ		<del>"万</del>	H	円 3, 362, 000
5, 439, 000		5, 439, 000			-			
79, 402, 000		39, 700, 000						39, 702, 000
155, 718, 000			155, 718, 00	0				
582, 000			·		5	500, 000		82, 000
8, 360, 000						-		8, 360, 000
13, 525, 000			7, 507, 00	0			6, 018, 000	
38, 931, 000					<u>-</u>			38, 931, 000
10, 805, 000					9, 6	500, 000		1, 205, 000
11, 379, 000						-		11, 379, 000

令和元年6月3日提出

# 平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計 平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	雨水管きよ維持管理経費	円 22, 616, 000
2 事業費	1 下水道整備費	終末処理場建設事業	109, 220, 000

繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

### 繰越明許費繰越計算書

77 hr nh:		左	りり財	源 P	为 訳	
翌年度繰越額	既収入	未	そ 収入 年	寺 定 財 源	Ţ	一般財源
	特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	州文经170六
円	円	円	円	円	円	円
16, 106, 000				16, 100, 000		6, 000
109, 220, 000		59, 780, 000		49, 400, 000		40, 000

令和元年6月3日提出

### 平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計 平成30年度綾瀬市一般会計継

				平成30年	度継続費	予算現額
款	項	事業名	継続費 の総額	予 算 計上額	前年度 逓 次 繰越額	計
			円	円	円	円
9 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 建設工事	1, 704, 506, 000	186, 174, 000		186, 174, 000
10 教育費	2 小 学	落合小学校空 調設備機能復 旧工事	285, 801, 000	56, 294, 000		56, 294, 000
10 教育費	3 中 学	北の台中学校 空調設備機能 復旧工事	387, 170, 000	62, 836, 000		62, 836, 000

# 算書を調製したので報告します。

### 続費繰越計算書

				左の則	 才源内訳	
支出済額 及び支出	   残額	翌年度 逓 次			特定財源	
見込額	/ <b>Д</b> 115	繰越額	繰越金	国 県 支出金	地方債	その他
H	円	円	円	円	円	円
185, 994, 000	180, 000	180, 000	180, 000			
56, 290, 000	4, 000	4, 000	4, 000			
57, 990, 000	4, 846, 000	4, 846, 000	1, 114, 000	632, 000	3, 100, 000	

令和元年6月3日提出

### 平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰 平成30年度綾瀬市一般会計事故繰

			+1144	左の	内 訳	
款	項	事業名	支出負担行 為額	支出済額	支 出 未済額	支出負担行 為 予 定 額
6 農林水 6 産業費	1 農業費	畜産振興事業	円 97, 125, 000	円	円 97, 125, 000	円

越計算書を調製したので報告します。

### 越し繰越計算書

হাহা	年	n <del>ác</del>		左 σ	財源下	为 訳		
翌繰	平 越	度額	既 収 入	未	《収入特定財》	原	一般財源	説明
1218			特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	一	
		円	円	円	円	円	円	強風被害によ
97,	125,	000			97, 125, 000			り工事が年度内 に完了しなかっ
								たため

令和元年6月3日提出

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年綾瀬市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

#### 綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例(昭和37年綾瀬町条例第9号)の一部を次のように改正する。 第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中 第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設 用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有す る消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3 条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に より設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

住宅用防災機器の設置の免除に関する事項及びその他関係規定について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

#### 工事に関する基本協定の締結について

東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋 りょう修繕工事に関する基本協定を次のとおり締結します。

1 協定の相手方

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 中日本高速道路株式会社 東京支社長 中 井 俊 雄

- 2 事業の施行者
  - 中日本高速道路株式会社
- 3 事業に係る概算総額199,332,100円
- 4 事業箇所

綾瀬市寺尾本町一丁目182番76地先及び寺尾南二丁目191番2地先 令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋 りょう修繕工事に関する基本協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契 約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

#### 工事委託に関する協定の締結について

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を次のとおり 締結します。

1 契約の相手方 日本下水道事業団

東京都文京区湯島二丁目31番27号

理事長 辻 原 俊 博

- 2 契約金額 180,000,000円
- 3 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。)
- 4 履 行 場 所 綾瀬市深谷南 5 丁目 1 3 番 1 号地内 令和元年 6 月 3 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

令和元年度綾瀬市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	145.2	2.7	
800号線	440番1地先	442番1地先	145.2	2.1	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	79.6	2.7	
801号線	427番2地先	406番地先	79.0	2.1	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	188.2	1 0	
806号線	406番地先	389番地先	100.2	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	191.8	1 0	
807号線	349番地先	335番地先	191.0	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

### (提案理由)

### 次の市道路線を廃止します。

路線名	起点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	338.0	1 0	
810号線	284番地先	294番地先	330.0	1.8	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

#### 次の市道路線を認定します。

路線名	起点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	115 0	1.8	
810-1号線	285番4地先	262番地先	115.8	~2.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い廃止した道路用地のうち、事業の区域外に残された路線の一部を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘要
市道	本蓼川字稲荷山	本蓼川字稲荷山	220.5	6.7	
1648-1号線	190番地先	220番地先	220.5	6.7	

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

綾瀬スポーツ公園整備事業に伴い取得した道路用地を認定いたしたく、道路法第8 条第2項の規定により提案するものであります。

### 次の市道路線を認定します。

路線	名	起	点	終	点	延 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要	5
市道	直 吉岡字芦久保		吉岡字新道向		1 020 0	4.4			
1649-1号線		2366番2地先		483番5地先		1,920.0	~ 16.7		

令和元年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

#### (提案理由)

横須賀市より取得した横須賀水道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の 規定により提案するものであります。

平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費 平成30年度綾瀬市一般会計繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民防災活動推進事業	円 5, 974, 000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者・子育て世帯プレミアム付商 品券発行事業	5, 439, 000
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症対策事業	79, 402, 000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	155, 951, 000
	2 道路橋りょう費	市道整備事業	1, 809, 000
	3 河川費	河川等水害対策事業	8, 360, 000
8 土木費		インターチェンジ事業	27, 818, 000
	4 都市計画費	地域振興施設整備推進事業	44, 063, 000
:		街路用地取得事業	14, 078, 000
9 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	11, 488, 000

# 繰越計算書を調製したので報告します。

### 繰越計算書

	· <del></del> -	左(			源	P	引 訳	
翌年度	既 収 入 特定財源	国庫支出金	た 収 入 県支出金	特		財源	その他	一般財源
円 5, 974, 000	円	円 2, 612, 000		可		H	H	円 3, 362, 000
5, 439, 000		5, 439, 000						
79, 402, 000		39, 700, 000						39, 702, 000
155, 718, 000			155, 718, 00	0				
582, 000			·		5	500, 000		82, 000
8, 360, 000						-		8, 360, 000
13, 525, 000			7, 507, 00	0			6, 018, 000	
38, 931, 000								38, 931, 000
10, 805, 000					9, 6	500, 000		1, 205, 000
11, 379, 000								11, 379, 000

令和元年6月3日提出

# 平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計 平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	雨水管きよ維持管理経費	円 22, 616, 000
2 事業費	1 下水道整備費	終末処理場建設事業	109, 220, 000

繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

### 繰越明許費繰越計算書

717 by the		左 0	りり財	源 P	为 訳	
翌年度繰越額	既収入	未	そ 収入 年	寺 定 財 源	Ţ	一般財源
	特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	州文经170六
円	円	円	円	円	円	円
16, 106, 000				16, 100, 000		6, 000
109, 220, 000		59, 780, 000		49, 400, 000		40, 000

令和元年6月3日提出

### 平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計継続費繰越計 平成30年度綾瀬市一般会計継

					度継続費	予算現額
款	項	事業名	継続費 の総額	予 算 計上額	前年度 逓 次 繰越額	計
			円	円	円	円
9 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 建設工事	1, 704, 506, 000	186, 174, 000		186, 174, 000
10 教育費	2 小 学	落合小学校空 調設備機能復 旧工事	285, 801, 000	56, 294, 000		56, 294, 000
10 教育費	3 中 学	北の台中学校 空調設備機能 復旧工事	387, 170, 000	62, 836, 000		62, 836, 000

# 算書を調製したので報告します。

### 続費繰越計算書

			左の財源内訳					
支出済額 及び支出	   残額	翌年度 逓 次			特定財源			
見込額	/ <b>Д</b> 115	繰越額	繰越金	国 県 支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円		
185, 994, 000	180, 000	180, 000	180, 000					
56, 290, 000	4, 000	4, 000	4, 000					
57, 990, 000	4, 846, 000	4, 846, 000	1, 114, 000	632, 000	3, 100, 000			

令和元年6月3日提出

### 平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰 平成30年度綾瀬市一般会計事故繰

			+1144	左 の 内 訳		十八五十八二	
款	項	事業名	支出負担行 為額	支出済額	支 出 未済額	支出負担行 為 予 定 額	
6 農林水 6 産業費	1 農業費	畜産振興事業	円 97, 125, 000	円	円 97, 125, 000	円	

越計算書を調製したので報告します。

### 越し繰越計算書

হাহা	年	n <del>ác</del>		左 σ	財源「	为 訳		
翌繰	平 越	度額	既 収 入	未	《収入特定財》	原	一般財源	説明
1218			特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	一为文只77次	
		円	円	円	円	円	円	強風被害によ
97,	125,	000			97, 125, 000			り工事が年度内 に完了しなかっ
								たため

令和元年6月3日提出